

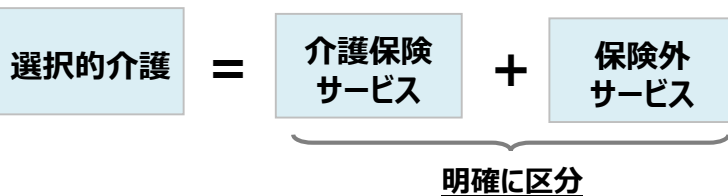
新しいサービス提供のカタチ！  
**選択的介護の**  
提供について



東京都

## 選択的介護とは

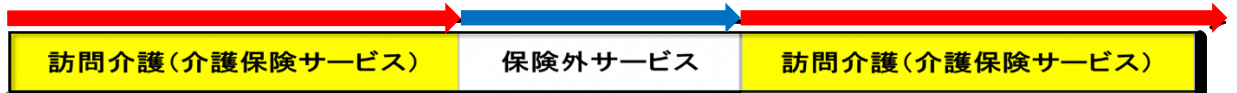
- 介護保険制度では、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、一定の条件の下で介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することが認められており、東京都ではこうしたサービス形態を「選択的介護」と呼んでいます。
- 選択的介護では、介護保険サービスの提供の前後に連続して保険外サービスを提供したり、介護保険サービスの提供時間の合間に保険外サービスを提供したりすることができます。
- 東京都では、平成30年度から選択的介護のモデル事業を行いました。



### ○ 連続提供のイメージ



### ○ 合間の提供のイメージ



こんなサービス提供ができます！

### 居宅内のサービス：日常生活の支援

訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、生活援助を中心とした保険外サービスを提供するサービス  
(例) 書類の確認・分別、ペットの世話、庭掃除や客間の片付け、同居家族分の家事 など

### 居宅外のサービス：外出の支援

訪問介護の提供の前後や提供時間の合間に、利用者の意向に合わせた外出支援を行うサービス  
(例) 日用品以外の買い物への同行、趣味等への同行、友人等へのお見舞いへの同行、お墓参りへの同行 など

※利用者本人分の食事と同居家族分の食事を同時に調理するといった、訪問介護と保険外サービスを**同時一体的に提供することは認められていません。**

厚生労働省通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（平成30年9月28日老振発0928第1号）」の発出により、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合のルールが明確になりました。

選択的介護の提供に当たっては、東京都ホームページに掲載されている厚生労働省通知をご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/sentaku/sentaku.html>

## 介護事業者の声 ～選択的介護を提供して～

- モデル事業で選択的介護を提供した訪問介護事業者からは、以下のような声が寄せられています。

- 選択的介護の提供が**利用者との信頼関係の構築・コミュニケーションの充実につながり**、結果として身体介護等の介護保険サービスが円滑に実施できるようになりました。
- 事業所内で選択的介護の事例共有を行っており、**職員の視野の拡大やモチベーションの向上につながっています**。職員間での情報共有やコミュニケーションも増えています。
- 介護保険サービスのみでの提供では見えづらい**利用者の生活実態や考え方が把握できるようになったことで、提供するサービスの質の向上**につながりました。
- ケアマネジャーとも利用者の生活全般について**情報共有し、連携を取ることも増える**ようになりました。



介護事業者

## 利用者保護の取組

選択的介護の提供にあたっては、介護保険サービスの提供と同様に利用者保護の取組が重要となります。

モデル事業においては、利用者保護の観点から介護保険サービスと保険外サービスの明確な区分を担保するため、3つの仕組みにより対応しました。

### 1. 自立支援を阻害しない適切なケアマネジメント

- ケアマネジャーによる適切なアセスメントと保険外サービスのケアプランへの記載
- サービス担当者会議等を経ることにより、自立支援を阻害しない適切な支援内容を担保

### 2. 利用者と家族の確実な理解

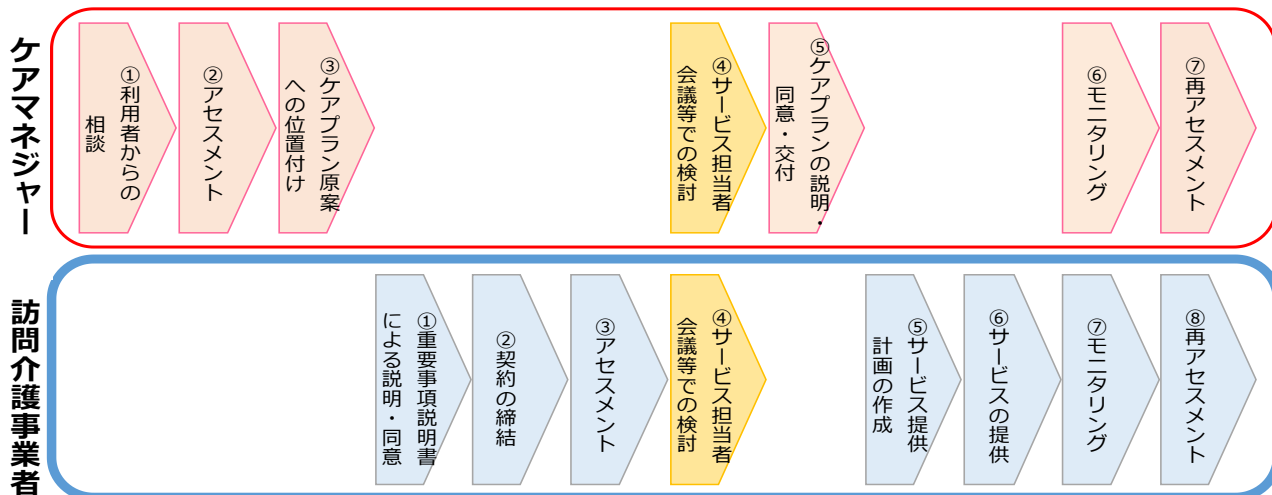
- 保険外サービスについても書面による契約を徹底
- 利用者及びご家族に対して、契約内容や重要事項を説明  
※家族不在の場合は、可能な限り担当ケアマネジャー等が立会い

### 3. プランに沿った適切なサービスの提供

- ケアプランに沿ったサービス提供計画を作成し、利用者へ交付
- サービス提供後は、提供記録により確認
- ケアマネジャーはサービス事業者からの報告等を基に、サービス提供の内容等を確認

# サービス提供の流れ

## 選択的介護サービス提供までの標準的なプロセス（提供ルール）



## 訪問介護事業者の業務

\*：厚生労働省通知において必須とされています

### 【実施のポイント】

- ①選択的介護における保険外サービスの重要事項説明書による説明・同意等（\*）
  - ・ 事業の目的、運営方針等を訪問介護事業所の運営規程とは別に定める
  - ・ 利用者又はその家族に対して、重要事項説明書を交付して説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等についても、同意（署名）を得る
- ②契約の締結（\*）
  - ・ サービス提供開始についての同意を得る
  - ・ 契約締結の前後に、利用者の**ケアマネジャーにサービス内容等の報告をする**
- ③アセスメント
  - ・ 訪問介護のアセスメントとともに、選択的介護の保険外サービスの内容について必要なアセスメントを行う
- ④サービス担当者会議等での検討
  - ・ 利用者や家族の状況等に関する情報を収集するとともに、**ケアマネジャーや他の事業者との連携に努める**
- ⑤サービス提供計画の作成
  - ・ ケアプランに位置付けられた選択的介護の保険外サービスについて、サービス提供計画を作成し、利用者又はその家族に対して、その内容を説明し、利用者の同意を得る
- ⑥サービスの提供
  - ・ サービス提供計画に沿って選択的介護の保険外サービスを提供する
  - ・ 選択的介護の保険外サービス提供時に、利用者が介護保険サービスと別サービスであることを認識できるような配慮を行う（\*）
- ⑦モニタリング、⑧再アセスメント
  - ・ サービス提供時の利用者の状況等に基づき、サービス提供計画の実施状況を確認し、評価する
  - ・ 計画の実施状況や評価について、利用者説明する。必要に応じて**ケアマネジャーに連絡する**

問い合わせ先 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 介護保険担当・介護事業者担当  
メールアドレス：S0000615@section.metro.tokyo.jp